

引上げ分の地方消費税収の用途について（令和6年度当初予算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその用途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	30,882	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	447,890	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の用途および財源内訳】

単位：千円

用途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	199,485	55,810	44,459	6	6,841	92,369
高齢者福祉費	174,191	4,485	14,665	7,914	10,144	136,983
児童福祉費	169,526	21,681	14,782	10,900	8,423	113,740
保健衛生費	80,340	434	486	16,872	4,313	58,235
公債費	200				14	186
共済費	16,642				1,147	15,495
合計	640,384	82,410	74,392	35,692	30,882	417,008
	特定・一般財源計	192,494			447,890	